

社会的包摂のためのバリアフリー教育プログラムの開発に向けて
——新しい市民社会の公共性——
星加良司（バリアフリー教育開発研究センター）

1. 今日はどのような時代か？

①理念の展開

- ・市民権（シティズンシップ）の拡大
 - ・人権思想の普遍化
 - ・最後のマイノリティ集団としての「障害者」（i.e. 「障害者の権利条約」の発効、「差別禁止法」の検討）
- 包摂的（inclusive）な志向性

②社会の動向

- ・社会の流動性、不確実性、不安定性の高まり
 - ・「危機」の認識の恒常化（「ポスト 3.11」の社会状況）
- 「良き国民／市民」の（再）想像と統合圧力
- 同化的（assimilative）&（潜在的には）排除的（exclusive）な志向性

●①・②の交差する地点

- ・「公」の領域における形式的な包摂と、「社会」の領域における実質的な排除
- ＝・社会的承認の不在、スティグマ化
- ・包摂的施策の阻害
- cf. 「合理的配慮（reasonable accommodation、過度な負担を伴わない特例的な変更・調整）」への消極的態度
- ↓↓
- ・利害対立（コンフリクト）の顕在化／焦点化
 - ・ゼロサム的な理解に基づく「包摂」への逆行

【参考】「障害者の権利条約」第二条（定義）

- ・「『障害を理由とする差別』とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。」
- ・「『合理的配慮』とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」

2. 「バリアフリー」のための教育カリキュラムの課題

●「何を学習すべきか」についての偏った理解

- ・マイノリティを主流社会に統合するためのテクニカルな手法
- ・外的な環境障壁（建造物、制度、情報、意識）

↓↓

- ・差別／偏見の解消
- ・「正しい」知識
- ・ハウツー的な対応

●「いかにして伝えるのか」という方法論の未整備

- ・「疑似体験」や「当事者の語り」への安易な依存
- ・効果分析の貧弱さ

→生徒の恣意的・固定的認識枠組みを再生産・強化する危険性

*多様な人々の生を支える市民社会・地域社会の包摂力を高めていくための教育カリキュラムとは？

3. 新しいプログラム開発

●マイノリティを包摂した共生社会を生きる上で必要となる力

- ・「知識」のみならず「解釈」を
- ・「体験」のみならず「構え」や「関心」を
- ・「他者理解」のみならず「自己内省」を
- ・「道徳」のみならず「技法」を

↓↓

- A. 「他者」に対する心理的距離の相対化
- B. 多様な生を顧慮する態度の醸成
- C. 生の条件の非対称性への気づき
- D. 立場の違いによる世界認識のずれの意識化
- E. 問題解決に向かう柔軟な思考の育成

●研究計画

- ・試行的なプログラム作成
- ・授業実施（2012年3月）
- ・成果と課題の整理のための公開研究会
- ・プログラムの更新と教材開発

↓↓

・全国の中等教育において汎用的に実践できる具体的なプログラム（モジュール）と教材のパッケージ

4. 展望

- 教員研修、教員養成カリキュラムとの連携
- ポジティブな価値の創造？
- 新カリキュラムへの展開（教科学習との横断性、社会的ネットワークとの接続）